

「B P J 認定 B P 1 ファシリテーター」資格認定規定

日本 B P プログラムセンター（略称：B P J）

- 第 1 条 本センターが認定する「B P J 認定 B P ファシリテーター」の資格認定は、本規定に基づいて行う。
- 第 2 条 資格審査は、実際に実施した B P 1 プログラムのセッション記録および事務局提出書類（「実施報告書（様式 2）」、「プログラム記録（様式 3）」、「アンケート入力表」）に基づき、B P J 認定 B P 1 ファシリテーターとして必要な基礎的知識、技能等について審査する。
- 第 3 条 資格認定を申請する者は、次の各項すべてに該当しなければならない。
1. N P O 法人こころの子育てインターねっと関西（略称：K K I）が実施する 2 日間の B P 1 ファシリテーター養成講座を修了した者
 2. 資格認定のために、以下に示す「認定のための B P 1 プログラム実施規定」どおりに B P 1 プログラムを実施した者

認定のための B P プログラム実施規定

- ① B P 1 プログラムの枠組み（以下に記載）が守られていること
 - ・参加者は、第 1 子の母親である。プログラムには、母子で参加すること
 - ・参加者数は、親子 5 組以上、20 組以下であること
 - ・赤ちゃんの月齢が 2 ～ 5 か月（前期プログラム）であること
なお、資格認定のためのプログラムとして、後期プログラム（5 ～ 8 か月）を実施する場合は、B P J 事務局の了解が必要である
 - ・原則として同じ曜日、同じ時間帯に、毎週 1 回連続 4 回実施すること
 - ・1 回の時間は、2 時間（前半 90 分は構造化されたプログラム、後半 30 分は参加者同士の交流・質問時間）
 - ・ファシリテーターの人数が適切であること。すなわち、参加者が親子 11 組以上の場合は 2 名、5 ～ 10 組の場合は 1 名（ただし、この場合はアシスタント 1 名をつけること）
- ② セッション記録を毎回担当サポーターに送り、サポーターの助言を必ず受けながら実施すること
- ③ 決められたセッション計画どおりに B P 1 プログラムを実施し、不必要なアレンジをしないこと。

- 第 4 条 資格認定を申請できるファシリテーターの人数は以下のとおりである
1. 11 組以上の参加人数で実施する場合、参加人数が 4 回とも親子 11 組以上の場合には、認定対象となるファシリテーター数は 2 名である。参加人数が 1 回でも親

子11組以上を満たしていない場合には、再度認定のためのBP1プログラムを実施する必要がある。

2. 10組以下の参加人数で実施する場合、認定対象になるファシリテーター1名が4回とも進行すること。また、参加人数が4回とも親子5組以上である必要がある。参加人数が1回でも親子5組以上を満たしていない場合には、再度認定のためのBP1プログラムを実施する必要がある。

3. 上記1および2に該当しない場合については、細則で定める。

第5条 資格認定を申請しようとする者は、BP1プログラム実施後1年以内に、所定の申請書、事務局提出書類（プログラム実施報告書、プログラム記録、参加者のアンケート集計結果）、4回分のセッション記録、および審査料を添えて、BPJ資格認定審査会宛に申請すること

第6条 資格認定の審査は原則として偶数月とし、前奇数月の15日までに申請されたものにつき、翌偶数月15日までに審査する。

第7条 資格審査は書類審査、サポーターへのヒアリングにより行う。なお、研修会等への参加回数は、認定審査の際の参考資料とする。

第8条 資格審査料および資格登録料は別途定める。

第9条 認定を受けた者は、BPJの認定BP1ファシリテーター名簿に登録される。登録された者に認定証を交付する。認定証の有効期限は3年とし、別に定める「BP1ファシリテーター資格更新制度に関する規定」に記載された手続きを経て更新することができる。

第10条 以下のいずれかに該当するものは資格を喪失するものとする

- ① 死亡した者
- ② 資格更新時期を過ぎても更新しない者
- ③ BP1プログラムを許可なく、改変して実施している者
- ④ 規定された事務局提出書類を提出せずにBP1プログラムを実施している者
- ⑤ その他、BP1ファシリテーターとしての資質を著しく欠くことが判明した者や、BP1プログラムの名誉を著しく損なう行為をした者

付則1. 本規定は、2024年4月1日より発効する

2. 本規定の改正は、日本BPプログラムセンターの運営委員会によりなされるものとする

3. 資格審査料は10,000円（消費税込み）、初回の資格登録料は無料とする。
なお、2025年度より、資格審査料は10,000円＋消費税とする。

以上